

# (韓国) 出入国管理法

[施行 2009. 6. 20] [法律第 9140 号、2008. 12. 19 一部改定]

## 【用語の解説】

(韓国) (日本)

- ・滞留……在留
- ・発給……発行
- ・就業……就労
- ・出席……出頭
- ・検査……捜索
- ・尋問……取調
- ・法院……裁判所

## 第 8 章の 2 難民の認定等

第 76 条の 2(難民の認定)①法務部長官は、大韓国内にいる外国人から大統領令で定めるところにより難民の認定に関する申請があるときは、その外国人が難民であることを認定することができる。

②第 1 項の規定による申請は、その外国人が大韓民国に上陸又は入国した日(大韓民国にいる間に難民の事由が発生したときは、その事実を知った日)から 1 年以内にしなければならない。但し、疾病その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

③法務部長官は、第 1 項の規定により難民の認定をしたときは、その外国人に難民認定証明書を交付し、難民の認定をしないときは、書面によりその事由を通知しなければならない。

④第 1 項の規定による難民の認定に関する審査手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

第 76 条の 3(難民認定の取消)①法務部長官は、第 76 条の 2 第 1 項の規定により難民の認定を受けた者が難民協約第 1 条 C(1)から(6)又は第 1 条 F(a)から(c)の規定に該当する場合には、その難民の認定を取り消すことができる。

②法務部長官は、前項の規定により難民の認定を取消したときは、その事実を外国人に書面により通知しなければならない。

第 76 条の 4(異議申請)①第 76 条の 2 第 1 項の規定により難民認定の申請をしたが、難民と認められなかった者又は第 76 条の 3 第 1 項の規定により難民の認定が取り消された者は、その通知を受けた日から 14 日以内に大統領令で定めるところにより、法務部長官に対し異議申請をすることができる。

②前項の規定により異議申請をした場合、行政審判法による行政審判を請求することができない。

第 76 条の 5(難民旅行証明書)①法務部長官は、第 76 条の 2 第 1 項の規定により難民の認定を

受けた者が出国しようとするときは、その者の申請により大統領令で定めるところにより、難民旅行証明書を発給しなければならない。但し、その者の出国が大韓民国の利益又は安全を害する恐れがあると認められるときは、この限りでない。

②前項の規定による難民旅行証明書の有効期間は、1年とする。

③第1項の規定により難民旅行証明書の発給を受けた者は、その証明書の有効期間内に大韓民国に入国し、又は大韓民国から出国することができる。この場合、入国において第30条の規定による再入国許可を受けなくてもよい。

④法務部長官は、第3項の場合特に必要があると認められるときは、3月以上1年未満の範囲内において入国することができる期間を制限することができる。

⑤法務部長官は、第1項の規定により難民旅行証明書の発給を受けて出国した者が、疾病その他やむを得ない事由によりその証明書の有効期間内に再入国することができないときは、その者の申請により6月を超過しない範囲内において、その有効期間の延長を許可することができる。

⑥法務部長官は、第5項の規定による有効期間の延長許可に関する権限を大統領令で定めるところにより、在外公館の長に委任することができる。

第76条の6(難民認定証明書等の返納)①第76条の2第1項の規定により難民の認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者が所持している難民認定証明書又は難民旅行証明書を遅滞なく事務所長又は出張所長に返納しなければならない。

1. 第59条第2項・第68条第4項又は第85条第1項の規定により強制退去命令書の発付を受けたとき
2. 第60条第5項の規定により強制退去命令に対する異議申請に理由なしの通知を受けたとき
3. 第76条の3第2項の規定により難民認定の取消しの通知を受けたとき

②法務部長官は、第76条の5第1項の規定により難民旅行証明書の発給を受けた者が、大韓民国の利益又は安全を害する行為をする恐れがあると認められるときは、その外国人に14日以内の期間を定めて難民旅行証明書の返納を命ずることができる。

③第2項の規定により難民旅行証明書を返納したときはその時に、指定された期限までに返納しないときはその期限が経過した時に、当該難民旅行証明書は、それぞれその効力を失う。

第76条の7(難民に対する滞留許可の特例)法務部長官は、難民の認定を受けた者が第60条第1項の規定による異議申請をしたときは、第61条第1項に規定された事由に該当せず、異議申請に理由がないと認められる場合は、その者の滞留を許可することができる。この場合第61条第2項の規定を準用する。

第76条の8(難民等の処遇)①政府は、大韓民国で難民認定を受けて滞留する外国人について、

「難民協約」で規定する地位と処遇が保障されるよう努力しなければならない。

②法務部長官は、難民認定を受けることができなかった者に対し、特に人道的な考慮が必要と認められる場合、大統領令で定めるところによりその者の滞留を許可することができる。

③法務部長官は、次の各号のいずれかに該当する者について、第20条の規定による滞留資格外活動許可として就業活動の許可をすることができる。

1.第2項により滞留許可を受けた者

2.難民認定の申請後、大統領令で定める期間が経過するまで難民認定可否の決定がされない者

3.その他難民認定の申請をした者のうち、法務部長官が必要と認めた者

第76条の9(難民等の支援)①難民認定を申請した者又は難民認定を受けた者及び第76条の8第2項により滞留許可を受けた者のうち、法務部長官が指定する者についての支援業務を効率的に遂行するため、法務部に難民支援施設を置くことができる。

②難民支援施設では、次の各号の業務をすることができる。

1.韓国語教育及び職業相談

2.社会適応訓練及び定着支援

3.医療支援

4.その他支援のために必要な事項

③法務部長官は必要があると認められるときは、第2項の業務のうち一部を民間に委託することができる。

④難民支援施設の運営及び管理、業務の民間委託等に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第76条の10(難民に対する相互主義適用の除外)難民認定を受けた者については、他の法律の規定にかかわらず相互主義を適用しない。